

「令和2年度文化経済戦略推進事業」実施業務 公募要領

1 事業名

「令和2年度文化経済戦略推進事業」実施業務

2 事業の趣旨

本事業は、文化や芸術への経済活動を通じた投資から創出された価値が文化や芸術に再投資される「文化と経済の好循環」の将来的な実現を目指すものである。令和2年度は、前年度の成果や明らかになった検討課題をもとに、企業と文化芸術の共創の機会創出及び、企業等の文化芸術への投資を増大させるための評価手法の調査・実証、金融機関等の投資スキーム導入に向けた調査等を行うものである。

3 事業の内容

別紙「仕様書」による。

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所及び問合せ先

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

担 当：文化庁文化経済・国際課

電 話：03-5253-4111（代表）内線4844

FAX：03-6734-3811

E-mail：kei-sai@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

①用紙サイズをA4縦判、横書きとする。

②上記アドレス（kei-sai@mext.go.jp）へ、電子データを送信すること。なお、企画提案書（様式1）のみ、記入、押印のうえ、郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、簡易書留、宅配便等で送付すること。

③その他

- 企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- 企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

(3) 提出書類

①企画提案書（紙媒体10部、電子データ（Word形式等））

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③その他必要と思われる資料

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和2年9月10日（木曜日）12時必着

提出先：上記（1）に示す場所。

※提出期限後の提出書類の受付や差替え、修正は認めない。

（5）その他

- ①企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ①企画提案書等は選定委員会員及び本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開又は特定の者へ開示を行うことがあるので、一切の秘密情報が含まれないものとし、公開に当たって発生するリスクについては提案者が負うものとする。
- ②採択された場合の企画提案書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

7 本件に関する質問等

様式は自由とし、質問者名、会社名、部署名、電話番号、メールアドレスを明記の上、上記6の（1）の電子メールにて行うこと。

回答に関しては、電子メールにて行うが、重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。なお、審査に関する質問については回答できない。

8 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模は下記のとおり。採択数はそれぞれ1件程度（予定）。採択数は選定委員会が決定する。なお、提出した内容の金額がそのまま認められるとは限らない（下記「1.1. 契約締結」を参照）。また、複数事業の同時提案も可とする。

- （1）アーティストと企業の共創事業の実施（1～2件程度）
- （2）アート×ビジネスに関連した、公開によるプレゼンテーションイベントの実施（年1回程度）
- （3）アーティストによる企業向けワークショップの開催等、アーティストと企業・起業家のネットワーク化を促す場の提供（年1～2回程度）
- （4）（1）で実施する事業等、企業による文化芸術への投資による事業の社会的インパクト測定・評価のスキーム調査及びその実証（3～5件程度）、一般への公開に向けた検討
- （5）アート×ビジネスに関連した事業等への民間資金の投資を呼び込むための調査及び具体的な事業化の検討（各1件以上）
- （6）本事業に関するウェブサイトの構築およびPR業務
- （7）（1）～（6）の事業実施にあたって、事業を推進する専門家によるワーキンググループ（6名程度）の運営事務

※ 各事業規模は、それぞれ100～1,000万円以下程度

9 選定方法等

（1）選定方法

①書類選考

文化庁に設置する選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

②面接選考

必要に応じて、選定委員会において、企画提案者に対する面接選考を実施する。

（2）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（3）選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

1 0 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

1 1 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に事業実施条件を調整した上で、別途業務計画書を提出してもらい、条件の調整が整い次第、委託契約するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。契約金額については、業務計画書の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約締結ができない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

1 2 スケジュール

- ① 公募開始：令和2年8月20日（木曜日）
- ② 公募締切：令和2年9月10日（木曜日）
- ③ 審査・選定：令和2年9月中旬頃
- ④ 事業計画書の提出：令和2年9月下旬頃
- ⑤ 契約締結：令和2年9月下旬頃（目安であり変更もあり得ることに留意）
- ⑥ 契約期間：契約締結日から令和2年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

1 3 その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。（文化庁委託業務実施要領：http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/r1389381_01.pdf）
- (2) 選定した企画の内容は、文化庁と選定者の協議の上、変更することがある。
- (3) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほど、よろしくお願ひいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るもの）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）

- ・銀行振込依頼書